

## ◎ 申請の手引き

インクが消えてしまうボールペンや鉛筆では記入しないでください。

### 1 就学援助費受給申請書について

- (1) 該当児童・生徒それぞれに申請書を提出してください。
- (2) 令和2年1月1日の住民登録上の住所が異なる場合は、必ず記入してください。
- (3) 世帯の状況について
  - ① 申請年月日(記入日)現在で同じ住所に住民登録がある全員を記入してください。  
住民登録上の別世帯のかたも含めて記入してください。該当児童・生徒も含めて記入してください。
  - ② 氏名は住民登録上の名前を記入し、通称名では記入しないでください。ただし、外国籍のかたで通称名を登録している場合は記入できます。
  - ③ 年齢は、申請年月日現在の年齢を記入してください。
  - ④ 続柄は、該当児童・生徒を本人と記入し、本人から見た続柄を記入してください。  
(区分:父、母、兄、姉、弟、妹、祖父、祖母、左記に該当しない方は同居人としてください。)
  - ⑤ 職業等区分は、以下の区分で該当するものを記入してください。  
(区分:会社員、自営業、パート・アルバイト、学生、未就学、無職)
  - ⑥ 勤務先・学校名(学年)は、必ず記入してください。自営業の場合で会社名や屋号等がない場合は「自営業」と記入してください。未就学児や小中学校以外の学校は学年の記入は不要です。
- (4) 申請理由及び添付書類について(兄弟姉妹で申請する場合は、一番低い学年のかたに添付してください。)

申請理由	証明書類、注意事項など
①生活保護を受けている。	生活保護の開始年月日を記入してください。 三郷市外で生活保護を受給しているかたは、受給証明書を添付してください。
②前年度に生活保護の停止又は廃止を受けた。	停止又は廃止年月日を記入してください。 三郷市以外で生活保護の停止又は廃止となったかたは、停止(廃止)証明書を添付してください。
③世帯全員が市民税非課税である。	令和2年1月1日現在、三郷市に住民登録があるかたは添付不要です。 途中申請(6月以降)の場合で、令和2年1月1日現在、三郷市に住民登録がないかたは、令和2年度の非課税証明書を添付してください。 ※令和2年1月1日現在で三郷市に住民登録がないかたが世帯にいる場合は、年度当初の申請では、この申請理由での認定はできません。
④児童扶養手当を満額受給している。	ひとり親家庭に支給される手当です。児童手当のことではありません。
⑤世帯全員の総所得が基準額以下である。 ※「就学援助費についてのお知らせ」の認定基準額を参照	同じ住所に住民登録がある全員の平成31年1月1日から令和元年12月31日の所得で判定します。前年の所得を証明する書類の取り扱いについては、以下のとおりです。 (当初申請、途中申請(5月まで)) ○ 令和2年1月1日現在、三郷市に住民登録があるかたは添付不要です。 ○ 令和2年1月1日現在、三郷市に住民登録がないかた 給与所得のみ⇒源泉徴収票の写し 給与所得以外⇒市民税・県民税申告書または確定申告書の写し (途中申請(6月以降)) ○ 令和2年1月1日現在、三郷市に住民登録があるかたは添付は不要です。 ○ 令和2年1月1日現在、三郷市に住民登録がないかた ⇒令和2年度課税証明書又は非課税証明書 ※住民登録上、別世帯で完全に生計が異なる場合は、判定から除外できます。 それぞれの世帯の公共料金領収書の写しを添付してください。
⑥保護者の職業が不安定(失業中等)で生活状態が思わしくない。	離職中のかたは、雇用保険受給資格証明書等の離職を証明できる書類の写しを添付してください。
⑦その他	理由を詳しく記入し、証明する書類を必ず添付してください。 例:前年度又は当該年度に火災などの災害を被ったかた。⇒災証明書の写しの添付 など

※令和2年度の課税証明書及び非課税証明書は5月末～6月頃に1月1日現在の住民登録地で発行可能となります。

### 2 就学援助口座振込依頼書について

- (1) 口座名義は通帳に記載されているとおりにカタカナで記入してください。
- (2) 口座名義は、申請者と同一にしてください。また、兄弟姉妹、必ず同じ口座にしてください。
- (3) 就学援助費は原則、口座振込依頼書の口座に振込みいたしますが、未納金等があった場合は申請書の承諾書に基づき、学校に直接振り込む場合があります。
- (4) 通帳の金融機関名、支店名、店番コード、口座番号、口座名義人(カタカナ表記)が確認できる部分のコピーを添付した場合は口座振込依頼書の記入を省略できます。

証  
明  
書  
類  
等  
は  
こ  
こ  
に  
糊  
付  
け  
し  
て  
く  
だ  
さ  
い